

		低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料(41)			低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料(42)	
添付	種別	(41)			(42)	
		住宅の戸数(戸) or 床面積(m ²)	番号	手数料額	手数料額	
適合証等有	住宅	一戸建ての住宅		ア(ア)	4,300	左記の金額の2分の1
		共同住宅等	1戸超 ~ 5戸以内	ア(イ)b	8,600	
			5戸超 ~ 10戸以内	ア(イ)c	14,000	
			10戸超 ~ 25戸以内	ア(イ)d	24,000	
			25戸超 ~ 50戸以内	ア(イ)e	41,000	
			50戸超 ~ 100戸以内	ア(イ)f	73,000	
			100戸超 ~ 200戸以内	ア(イ)g	117,000	
			200戸超 ~ 300戸以内	ア(イ)h	147,000	
			300戸超 ~	ア(イ)i	157,000	
	共用部分	300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	ア(ウ)b(a)	8,600	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一	
		1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内	ア(ウ)b(c)	16,000		
		2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内	ア(ウ)b(d)	24,000		
		5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内	ア(ウ)b(e)	73,000		
		10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内	ア(ウ)b(f)	117,000		
		25,000m ² 超 ~	ア(ウ)b(g)	184,000		
	非住宅	工場等以外	300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	ア(ウ)c	8,600	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一
			1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内		16,000	
			2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内		24,000	
5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内			73,000			
10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内			117,000			
25,000m ² 超 ~			147,000			
工場等		300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	ア(ウ)d	8,600	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一	
		1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内		16,000		
		2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内		24,000		
		5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内		73,000		
		10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内		117,000		
		25,000m ² 超 ~		147,000		
無	住宅	一戸建ての住宅		イ(ア)	31,000	左記の金額の2分の1
		共同住宅等	1戸超 ~ 5戸以内	イ(イ)a	63,000	
			5戸超 ~ 10戸以内	イ(イ)b	89,000	
			10戸超 ~ 25戸以内	イ(イ)c	125,000	
			25戸超 ~ 50戸以内	イ(イ)d	180,000	
			50戸超 ~ 100戸以内	イ(イ)e	258,000	
			100戸超 ~ 200戸以内	イ(イ)f	350,000	
			200戸超 ~ 300戸以内	イ(イ)g	459,000	
			300戸超 ~	イ(イ)h	539,000	
	共用部分	300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	イ(ウ)b(a)	100,000	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一	
		1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内	イ(ウ)b(b)	135,000		
		2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内	イ(ウ)b(c)	165,000		
		5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内	イ(ウ)b(d)	258,000		
		10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内	イ(ウ)b(e)	331,000		
		25,000m ² 超 ~	イ(ウ)b(f)	396,000		
	非住宅	工場等以外	300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	イ(ウ)c(a)	83,000	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一
			1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内		106,000	
			2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内		140,000	
5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内			227,000			
10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内			296,000			
25,000m ² 超 ~			356,000			
300m ² 未滿			イ(ウ)c(a)vii		418,000	
モデル建物法以外		300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	イ(ウ)c(b)	i	121,000	
		1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内		ii	209,000	
		2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内		iii	279,000	
		5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内		iv	338,000	
		10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内		v	483,000	
モデル建物法以外	300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	イ(ウ)c(b)	vi	595,000		
	1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内		vii	704,000		
	2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内		viii	803,000		
	5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内					
	10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内					
	25,000m ² 超 ~					
	300m ² 未滿					
工場等	モデル建物法	300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	イ(ウ)d(a)	83,000	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一	
		1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内		108,000		
		2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内		140,000		
		5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内		227,000		
		10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内		296,000		
	モデル建物法以外	300m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	イ(ウ)d(b)	356,000		
		1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内		418,000		
		2,000m ² 超 ~ 5,000m ² 以内		100,000		
		5,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内		135,000		
		10,000m ² 超 ~ 25,000m ² 以内		165,000		

備考

○法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に甲府市建築基準法施行条例第28条の2及び第28条の3の金額を加算する。
 ○建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第2の2の2-3(2)口に定める算定方法とする場合の手数料は、共用部分の金額の加算は不要となる。
 ○「適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関(登録住宅性能評価機関の業務を行うものに限る。)が作成した技術的審査適合証、又は設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に限る。)の写しをいう。